北海道農政部長 各地方農政局消費・安全部長 内閣府沖縄総合事務局農林水産部長

〔農林水産省〕消費・安全局植物防疫課長

無人ヘリコプターによる空中散布等の安全対策について

このことについて、社団法人農林水産航空協会(以下「協会」という。)から 別添のとおり報告があったので、お知らせする。

ついては、今後の無人へリコプターによる空中散布等が、本対策を含めた安全 対策の強化・徹底により、事故の発生を防止し、より一層安全かつ適正に実施さ れるよう、【貴局管下の<u>都</u>府県に対し本件について通知し、】<u>都</u>府県下の関係機 関に情報提供するとともに、協会から本対策の実施等について協力依頼があった 場合、協力頂けるよう依頼願いたい。

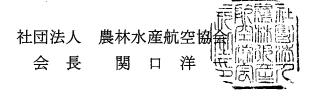
(施行注意)

- 1. [] 内は北海道宛て及び内閣府沖縄総合事務局宛てに付する。
- 2. 【 】内は、各地方農政局宛て及び内閣府沖縄総合事務局宛てに付する。



2 3 農航発第 4 9 号 平成 2 3 年 1 月 2 5 日

農林水産省消費・安全局植物防疫課長 殿



無人ヘリコプターによる空中散布等の安全対策について(報告)

貴職から協力依頼のあった「平成23年以降に向けた無人へリコプターによる空中散布等の安全対策の徹底について(平成22年11月8日付け22消安第6589号)」について、別紙のとおり安全対策を取りまとめたので、報告します。

なお、本対策の実施について、各都道府県等関係機関への協力につきご配慮 願います。



無人へリコプターによる空中散布等の安全対策強化の一環として、農林水産省、 都道府県、同協議会、機体製造メーカー等関係機関の協力を得て、以下の対策を 実施する。

1. オペレーター研修の強化

事故等を起こしたオペレーターに対し、速やかに事業現場等において再発防止のための実技及び学科研修を受講させ、事故原因について自己分析を行わせるとともに、研修の効果を確認することとする。

更に、翌シーズンの開始前に安全運航研修を受講させることとする。

なお、研修を受講しない場合等は、当該オペレーターの認定を取り消し、認 定証の返還を求めることとする。

- 2. 合図マン向けに「合図マンマニュアル」を作成し、各都道府県協議会等を通じて配付し、安全対策の徹底を図ることとする。
- 3. 「産業用無人へリコプターによる病害虫防除実施者のための手引」を見直し、 安全対策の更なる強化を図ることとする。
- 4. 登録機体へ登録番号を表示し、機体所有者及びオペレーター等関係者に安全 運航を促すこととする。
- 5. 研修会、競技大会、各種会議等を捉え事故防止対策に関する模範飛行等を行い、安全対策についての啓発及び普及を推進することとする。

社団法人 農林水産航空協会会長 殿

農林水産省消費・安全局植物防疫課長

無人ヘリコプターによる空中散布等の安全対策について

このことについて、平成23年1月25日付け23農航発第49号で貴職から報告のあった安全対策を受理し、別添(写)のとおり地方農政局等を通じ都道府県に対し情報提供及び協力依頼したので、お知らせします。

今後の無人へリコプターによる空中散布等の実施に当たっては、本対策が着実に実施されるよう、貴協会傘下の関係者へ周知及び指導を徹底するとともに、本対策の実施状況について、当方まで報告願います。

(施行注意)

別添として各地方農政局等宛て文書 (平成 23 年 1 月 28 日付け 22 消安第 8410 号) の写し を添付する。